

医療機器の共同利用計画書の提出について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2457 メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

医療機器の効率的な活用について

(1) 共同利用計画の作成・確認等

千葉県保健医療計画の中で、保健医療圏ごとに医療機器の共同利用※方針を定め、効率的な活用を促進することとしている。

※画像診断が必要な患者を当該機器が配置されている医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む

ア 医療機関への依頼事項（R5.6.21 医第847号）

- ・ 新規に計画対象機器を購入する際は、当該機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議で共有してください。共同利用を行わない場合は、その理由を説明願います。

イ 報告対象機器

- ・ C T（全てのマルチスライスC T及びマルチスライスC T以外のC T）
- ・ M R I
- ・ P E T（PET及びPET-CT）
- ・ 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

ウ 共同利用に関する報告方法について

- ・ 任意の様式にて共同利用計画を作成し、下記の連絡先へ提出する。

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県 医療機器の共同利用

検索

(2) 医療機器稼働状況報告書の作成・提出

地域の医療資源を可視化する観点から、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関については、機器の稼働状況について都道府県への報告が必要となった。

ア 医療機関への依頼事項（R5.6.21 医第847号）

- ・ 新規に計画対象機器を購入する際は、任意の報告様式にて稼働状況等について取りまとめ、地域医療構想調整会議で共有してください。

イ 報告対象機器

- ・ C T（全てのマルチスライスC T及びマルチスライスC T以外のC T）
- ・ M R I
- ・ P E T（PET及びPET-CT）
- ・ 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

ウ 外来機能報告との兼ね合いについて

- ・ 外来機能報告による報告をもって、当該利用件数等の報告に代えることができる。
- ・ 外来機能報告の対象にならない医療機関は、下記の連絡先宛てに提出する。

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室
メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

(3)医療機器の共同利用計画書の提出について

この度、公立長生病院から医療機器の共同利用計画書の提出がありましたので共有します。

令和7年3月11日

医療機器共同利用計画書

千葉県知事 熊谷 俊人 様

医療機関名 公立長生病院

所在地 千葉県茂原市本納2777

代表者名 長生郡市広域市町村圏組合

管理者 市原 淳

記

医療機器の共同利用計画を、別紙のとおり提出します。

【連絡先】

担当者：公立長生病院 総務課 大木

メール：soumu379777@chouseihp.jp

電話：0475-34-2121

FAX：0475-34-4710

1 共同利用の相手方となる医療機関

山武長生夷隅医療圏内の医療機関

2 共同利用の対象とする医療機器

対象医療機器（対象機器にチェック）	台数
☐ マルチスライス CT （ ☐ 320 列以上 ☐ 128 列以上 320 列未満 ☐ 64 列以上 128 列未満 ☐ 64 列未満）	台
☒ MRI （ ☐ 1.5 テスラ未満 ☒ 1.5 テスラ以上 3 テスラ未満 ☐ 3 テスラ以上）	1 台
☐ PET ☐ PET - CT	台
☐ 放射線治療装置 （ ☐ リニアック ☐ ガンマナイフ ☐ その他）	台
☐ マンモグラフィ	台

3 保守、整備等の実施に関する方針

当院での日常点検のほか、メーカーとの保守契約や年 1 回の定期点検を行う。

4 画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針（画像撮影等の検査機器の場合）

当院では、画像情報とともに診断情報を提供することを基本とし、効率的な医療提供体制の構築に努めます。

5 共同利用を行わない場合の理由

6 その他の必要な事項